

基本要件適合性チェックリストの改正(7基準)について(薬生機審発1224第5号:令和3年12月24日)

制定/ 改正等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第23条の2の23第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指 定する医療機器(平成17年厚生労働省告示第112号)の別表番号	医療機器の名称
改正	別表第3-216	1 歯科非鑄造用合金
改正	別表第3-242	1 義歯床用アクリル系レジン
改正	別表第3-244	1 義歯床用短期弾性裏装材
改正	別表第3-245	1 義歯床用長期弾性裏装材
改正	別表第3-275	1 高分子系歯科小窩裂溝封鎖材
改正	別表第3-300	1 歯科用ポリエーテル印象材 2 歯科用ポリサルファイド印象材 3 歯科用シリコーン印象材
改正	別表第3-532	1 軟性内視鏡用洗浄消毒器 2 硬性内視鏡用洗浄消毒器